

# 市・県民税の申告相談

問合せ先 市役所課税課  
☎ 0587(32)1205  
ID 1004842



所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方また、それらの方の被扶養者などは申告の必要はありません。

## 市・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、稲沢市に住んでいて、令和3年中に次のいずれかに該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けたい
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する

## 申告相談会を行います

会場	申告相談 日程 ※土・日、祝日を除く	税理士無料相談 日程 ※土・日、祝日を除く
市役所 大会議室	2月16日(水)～3月15日(火) 午前8時30分～午後5時	2月16日(水)～3月2日(水) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
平和支所 第2・3会議室	2月16日(水)～3月1日(火)	2月16日(水)～22日(火)
祖父江支所 大・小会議室	3月3日(木)～3月15日(火)	3月3日(木)～7日(月)

### 主な持ち物

- ☐ 税務署から送付された確定申告書・はがきなど
- ☐ 令和2年分の確定申告書(控)、収支内訳書(控)
- ☐ 源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類
- ☐ 申告者本人名義の口座番号が分かるもの
- ☐ e-Taxを利用したことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの
- ☐ マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの

### 注意事項

申告相談会は事前予約制となります。事前予約がない方は入場できません

**予約受付開始**  
2月1日(火)  
午前9時～

▼市ホームページ  
ID 1004842

**ネット予約**

▼専用ダイヤル  
☎ 0587(32)2620  
※平日、午前9時～午後5時

**電話予約**

▼受付場所  
市役所大会議室  
※平日、午前9時～午後5時

※混み合うことが予想されるため、できる限りネット予約をご利用ください

- 市・県民税申告のほか、簡易な確定申告に限り受け付けます
- 事業(営業・農業)所得、不動産所得のある方の相談は、収支内訳書が完成している場合のみ対応します。前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください
- 相談の受け付けは原則、申告相談会場のみとし、課税課窓口では行いません

**次に該当する場合は、市の申告相談会場では受け付けできないため、一宮税務署の申告相談会場(一宮地場産業ファッションデザインセンター。右参照)を利用してください**

- 確定申告(控)への税務署受付印が必要な方
  - 死亡した方の分の申告
  - 令和2年分以前の申告
  - 譲渡所得・分離課税の所得のある申告
  - 特定口座年間取引報告書を使った申告
  - 雑損控除
  - 暗号資産(仮想通貨)に関する所得の申告
  - 住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除
  - 繰越損失のある方
  - 青色申告
- ※その他、内容によっては対応できない場合があります

## 医療費控除を受ける方

医療費控除を受ける場合は原則として、医療費控除の明細書の添付が必要となります。市の申告相談会場で医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書を事前に自分自身で作成する必要があります。

### 注意事項

- 医療費控除は医療費を支払った日が令和3年1月1日～令和3年12月31日までの分が対象
- 予防接種費や文書代など、治療でないものは対象外

～確定申告相談会場、市・県民税の申告相談会場(左参照)にお越しになる方へのお願い～

### 1. 入場時の検温の実施

入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけない場合などには、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず後日来場していただくようお願いいたします。



### 2. マスクの着用、手指消毒

マスクを常時着用していただき、会場入口などでは手指消毒をお願いします。

### 3. 少人数での来場

会場には申告・相談される方のみでお越しください。介助を要するなどの理由から複数人で来場する場合でも、必要最小限の人数でお越しください。

# 確定申告

問合せ先 一宮税務署 ☎ 0586(72)4331

## 確定申告相談会場のご案内

会場	期間	主な対象
一宮地場産業ファッションデザインセンター (一宮市大和町馬引字南正電4-1)	2月10日(木)～15日(火)	所得税の還付申告、贈与税の申告(住宅借入金等特別控除説明会を併せて開催)
一宮税務署内 ※電話による事前予約制	2月16日(水)～3月15日(火)	所得税・贈与税・個人事業主の消費税の全ての申告
	3月16日(水)～	所得税の還付申告、個人事業主の消費税の申告

○申告書などの提出のみの方は、会場における三密回避のため、一宮税務署(〒491-8502 一宮市栄四丁目5-7)に郵送などで提出してください

○相談会場では、申告内容などに応じて、ご自身のスマートフォンを使用した申告相談を実施します  
スマートフォン、マイナンバーカードを持参してください(持っている方のみ)

※マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号が必要  
※マイナンバーカード未取得で、事前にe-Tax用のID・パスワードを取得している方は、それらが記載された書類を持参してください

申告・納税期限  
所得税・贈与税…3月15日(火)  
消費税…3月31日(木)

### 入場整理券の配付方法

- 1 [LINE]アプリで事前に発行 ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください
- 2 当日会場にて紙で配付 ※配付枚数に限りがあり、状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります

- 入場時に、「入場整理券(当日配付分)」またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください
- 「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります



▲国税庁LINE公式アカウント

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 安心・安全なe-Taxのご利用を

申告相談会場に出掛けなくても、自宅などから、パソコン・スマートフォンなどでe-Taxによる申告ができます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確認してください。

**New** 令和3年分の申告からは、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されるなど、さらに便利になりました。



▲国税庁ホームページ

### 動画で見る確定申告

国税庁では、「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などを分かりやすく説明した動画集約サイトを開設しています。ご覧いただき、自宅などからの確定申告をお願いいたします。

